## 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和5年度 小鹿野町)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質 区分	物質 番号	物質名	報告	i数 順位	取扱量	順位	使用量	製造量	取り扱う量
1	31	アンチモン及びその化合物	1	8	4,800	15	4,800	0	0
1	53	エチルベンゼン	1	8	21,000	8	0	0	21,000
1	80	キシレン	2	1	100,900	3	0	0	100,900
1	258	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3,3,1,1(3,7)]デカン(別名 ヘキサメチ レンテトラミン)	1	8	41,000	5	41,000	0	0
1	300	トルエン	2	1	181,300	1	1,300	0	180,000
1	309	ニッケル化合物	2	1	6,200	14	6,200	0	0
1	349	フェノール	1	8	6,900	13	6,900	0	0
1	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1	8	1,000	17	1,000	0	0
1	384	1-ブロモプロパン	2	1	8,800	12	8,800	0	0
1	392	ヘキサン	1	8	73,000	4	0	0	73,000
1	400	ベンゼン	1	8	13,000	9	0	0	13,000
1	438	メチルナフタレン	2	1	10,500	11	5,900	0	4,600
1	448	メチレンビス (4,1-フェニレン)=ジイソ シアネート	1	8	13,000	9	13,000	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	2	1	101,800	2	0	0	101,800
1	697	鉛及びその化合物	2	1	25,800	7	25,800	0	0
1	731	ヘプタン	1	8	28,000	6	0	0	28,000
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	8	1,400	16	1,400	0	0
		슴計	_	-	638,400	-	116,100	0	522,300

## ※1 取扱量について

取扱量=使用量+製造量+取り扱う量

使用量 :事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量:事業所において製造した量

取り扱う量:事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に 移し替えた量

## ※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。 報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。